

「知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画」の
重要政策課題に関する専門調査会の設置について（抄）

平成 15 年 7 月 8 日
知的財産戦略本部決定

- 1．知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）第 2 条の規定に基づき，知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画に係る重要政策課題の調査のため，以下の専門調査会を置く。
 - (1) 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会
本年夏以降の特許に係る新審査基準の運用状況を踏まえつつ，医療関連行為の特許保護の在り方に関する調査・検討を行う。

（略）

- 2．専門調査会の委員は，知的財産戦略の推進に関し学識経験を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命（当該委員が知的財産戦略本部員の場合にあっては，知的財産戦略本部長が指名）する。
- 3．専門調査会の会長は，委員の互選による。
- 4．専門調査会は，必要があると認める時は，参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 5．専門調査会の庶務は，関係府省の協力を得て，内閣官房において処理する。
- 6．前各項に掲げるもののほか，専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は，会長が定める。